	平成２９年第９回霧島市農業委員会定例総会
日時	平成２９年９月２９日（金）
出席委員	１番　木野田　安　男　　２番　西　代　秀　子　　３番　藏　原　　勇 ４番　町　田　廣　志　　５番　元　吉　則　夫　　６番　中　丸　輝　男 ７番　下久保　久　己　　８番　迫　田　良　信　　９番　本　村　忠　一 １０番　東　鶴　昭　雄　　１１番　槐　島　睦　夫　　１２番　今　川　芳　信 １３番　森　田　勝　美　　１４番　松　下　さえ子　　１５番　東　福　健　治 １６番　杢　田　正　人　　１７番　間世田　　惠　　１８番　長　﨑　惠里子 １９番　濵　田　康　男　　２０番　厚　地　　覺　　２１番　宮　園　　稔 ２２番　田　尻　春　孝　　２３番　池　田　博　昭　　２４番　大　山　茂　美 ２５番　八重尾　直　亮　　２６番　今　吉　耕　己　　２７番　岩　元　広　幸 ２８番　上和田　明　人　　２９番　西　溜　丸　美　　３０番　重　廣　加代子 ３１番　田　代　一　友　　３２番　今　吉　藤　雄　　３３番　中　園　真　一 ３４番　前　島　広　紀　　３５番　谷　山　忠　憲　　３６番　笹　峯　久　雄 ３７番　中　村　和　志
事 務 局 振興グループ 農地グループ 振興グループ	局　　長　　内　田　　大　作 グループ長　　本　村　　浩　孝 グループ長　　池之上　　徳　幸 主　　査　　福　田　　智　和 主任主事　　山　下　　良　太 主任主事　　中　吉　　哲　平 主任主事　　江　藤　　俊　志 主　　査　　有　村　　大 主任主事　　長　友　　藍　子
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 １「農地利用変更届」について ２「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について ３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について ４「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について ５「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について ６「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について ７「あっせん申出」について

開会　午後２時４５分

内田事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長 ）	皆さん、こんにちは。本日の出席委員は３７名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第９回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので報告をさせます。事務局。
事務局	〔事務局より議案書の訂正について報告〕
議長（会長 ）	次に諸般の報告、事務局報告です。事務局。
内田事務局長	それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。 〔９件について報告〕 以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。 農地法第１８条第６項等の規定について、農地法関係事務処理要領の第９の３の（３）の規定により、５件通知があったことを報告します。また、時効取得３件が提出されております。以上で報告を終わります。
議長（会長）	諸般の報告、事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△　議案第１号　　「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第１号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が１件提出されましたので、審議を求めます。 それでは、調査委員の意見報告をお願いします。１番を３５番委員。
３５番委員	１号１番を報告します。 申請地は磯新堀公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は山林、東は田、西は道路である。利用目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。これより審議に入ります。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の１件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第１号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△　議案第２号　　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第２号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の所有権移転４件、農用地利用集積計画（案）の利用権設定３１件の合計３５件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定３１件のうち２６件は、再設定及び認定農業者に係る案件でありますのでご承認いただくこととし、新規の５件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求

	めます。所有権移転の１番から４番を１０番委員。
１０番委員	所有権移転の１番から３番及び４番については、譲受人が同一ため、まとめて報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、１番については譲渡人と譲受人との間で申請地２筆１０ａあたり＊＊万円にて、２番については、譲渡人と譲受人との間で、申請地１筆＊＊万円にて、３番については、譲渡人と譲受人との間で、申請地１筆＊＊＊円にて、それぞれ協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年９月５日に提出されました。４番については、譲渡人と譲受人との間で、申請地９筆＊＊＊円にて、協議が整い、所有権移転に係わる申出書が平成２９年８月１８日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、あっせん譲受等候補者名簿の横川地区＊＊番に記載されており、その経営面積も、あっせん基準の２１０ａを超えている。農機具も完備しており、現在１０９，６８４㎡のすべてについて、耕作している。また、農地所有適格法人として、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしており、申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	利用権設定の１番と２番を２３番委員。
２３番委員	利用権設定の１番と２番については借人が同一ため、まとめて報告いたします。 借人は、担い手農家であり、現在６，１２７㎡のすべてについて耕作している。専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２８番を２５番委員。
２５番委員	利用権設定の２８番を報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在１３，２３７㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２９番と３０番を１１番委員。
１１番委員	利用権設定の２９番と３０番については借人が同一のため、まとめて報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在２，９３０㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。にんじん、かんしょ、路地野菜を栽培しているとのことです。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるとの意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△　議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転７件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。１番を２３番委員。
２３番委員	３号１番を報告します 申請地は東国分保育園の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１１５，８０１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番を２７番委員。
２７番委員	３号２番を報告します 申請地は溝辺中学校の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は６，７８３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番を２８番委員。
２８番委員	３号３番を報告します。 申請地は宮脇公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，１１９㎡で下限面積要件を満しており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に４番を６番委員。
６番委員	３号４番を報告します。 申請地は深谷入口バス停の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１６，４６１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に５番を２５番委員。
２５番委員	３号５番を報告します。

	申請地は西牧ノ原地区公民館の西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具に関しましては購入予定である。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，２３４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に６番と７番を２４番委員。
２４番委員	３号６番と７番は受人が同一のため、まとめて報告します。 申請地は杉渡公民館の西に位置しており、現況は畑と不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備である。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は９８，４４４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。３６番委員。
３６番委員	事務局にお伺いしたいのですが、１番の１１５，８０１㎡と６番と７番の９８，４４４㎡と面積が大きいですが、労力者は１人で良いのでしょうか。特に不具合はないでしょうが。
議長（会長）	２３番委員。
２３番委員	同一世帯ではない弟さんといとこの子どもを雇用という形で給与を払って一緒に働いています。ここでの報告人数は同一世帯でということでしたので、１名と報告をいたしました。
議長（会長）	６番７番について、２４番委員。
２４番委員	福山町での面積は１０，４０７㎡なのですが、お兄さんが手伝ってくれるとのことです。本人は桜島から通って耕作しますが、トラクター２台と牛を飼っていらっしゃっていて、牧草地なのでそれほど人数はいらないかと思います。
議長（会長）	３６番委員。
３６番委員	分かりました。
議長（会長）	他に質問はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請７件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたしました。

△ 議案第４号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外１件、農振編入１件につい

	て市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。農振除外の１番を２８番委員。
２８番委員	４号農振除外の１番を報告します。 申請地は安良小学校の北に位置しており、現況は樹園地である。申請地の北は山林、南は道路と山林、東は道路、西は畑である。除外目的は山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	４号農振編入の１番を９番委員。
９番委員	４号農振編入の１番を報告します。 申請地は横川総合支所の北に位置しており、現況は栗が植えてある栗畑である。申請地の北は道路、南は山林、東は山林、西は道路である。編入目的は農地として有効に利用したいため、農用地へ編入するものです。申請地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の農振除外１件についてはやむを得ない、農振編入１件については問題ないという意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外１件、農振編入１件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△　議案第５号　　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請が７件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を２３番委員。
２３番委員	５号１番について報告します。 申請地は国分児童体育館の南に位置し、現況は駐車場である。なお、平成２５年３月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みの為、不要である。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１７３㎡であり、自動車８台分の駐車場を建設するには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番を２７番委員。

２７番委員	５号２番を報告します。 申請地は溝辺公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的はクヌギ２２０本を植林するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４５７㎡であり、クヌギ２２０本を申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林と田、西は山林、南は荒地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番を２９番委員。
２９番委員	５号３番を報告します。 申請地は鹿児島空港の北西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２５年１０月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６７２㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に４番を２１番委員。
２１番委員	５号４番を報告します。 申請地は万膳４区自治公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的はクヌギ６５０本を植林し山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，６７７㎡であり、クヌギ６５０本を申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は山林、北は山林と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５番を２番委員。
２番委員	５号５番を報告します。 申請地は富隈地区公民館の東に位置し、現況は畑の不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４７８㎡であり、また、隣接地の宅地の４７３㎡を一体利用するもので、全体計画面積は９５１㎡である。共同住宅に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は５条許可地、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

議長（会長）	次に６番を２５番委員。
２５番委員	５号６番を報告します。 申請地は前ノ段ふれあい館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ない。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３３７㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は農業用倉庫である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に７番を２４番委員。
２４番委員	５号７番を報告します。 申請地は川路原公民館の北東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ない。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３０４㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は水路と山林、西は道路、南は道路と荒地、北は荒地と山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。補足の説明があれば許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告ににについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請の７件は、転用はやむを得ないということで許可相当という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可するということに決定しました。つきましては、１０月５日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第６号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請２２件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。うち１０番の１件については、取り下げがなされています。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の１番を３番委員。
３番委員	６号１番を報告します。 申請地は止上自治公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。

	転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４８８㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２番を２７番委員。
２７番委員	６号２番を報告します。 申請地は牧神自治公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の２分の１の面積を超えないため、１種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４７０㎡であり、自動車６４台分の駐車場にするには相当な面積であると思われる。また、隣接地雑種地、宅地の既存施設の２，９５０．４１㎡を一体利用するもので、全体計画面積は４，４２０．４１㎡である。申請地の東は雑種地と畑、西は宅地と雑種地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	３番を３４番委員。
３４番委員	６号３番を報告します。 申請地は霧島市役所の南東に位置し、現況は駐車場である。なお平成２４年頃に駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８１．０㎡であり、自動車５台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。 隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	４番を２７番委員。
２７番委員	６号４番について報告します。 申請地は舞鶴中学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２９０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	５番を２５番委員。
２５番委員	６号５番を報告します。 申請地は向花小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地

	の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅４棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，５６０㎡であり、建売住宅４棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は田、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	６番を６番委員。
６番委員	６号６番を報告します。 申請地は国分北小学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３５４㎡であり、店舗用地にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	７番を２３番委員。
２３番委員	６号７番を報告します。 申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９７５㎡であり、共同住宅１棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は不耕作地、北は道路と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	８番を２６番委員。
２６番委員	６号８番を報告します。 申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４５８㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は道路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に９番を２８番委員。
２８番委員	６号９番を報告します。 申請地は中野公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、その他のいずれ

	の要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４２５㎡であり、資材置場を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は山林、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１１番と１２番を２９番委員。
２９番委員	６号１１番を報告します。 申請地は溝辺鹿児島空港インターチェンジの北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地から３００m以内に溝辺鹿児島空港インターチェンジがあるため、３種農地の３００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は工事用仮設用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１４９㎡であり、工事用仮設用地として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。一時転用の期間は平成２９年１１月１日～平成３０年３月３１日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１２番を報告します。 申請地は立岩公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、１種農地の一時転用に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場と迂回道路に利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は６９０㎡であり、資材置場と迂回道路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。一時転用の期間は平成２９年１０月５日～平成３０年６月３０日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１３番を３０番委員。
３０番委員	６号１３番を報告します。 申請地は小田東公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、２種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は車庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４７㎡であり、車庫にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１４番を２番委員。
２番委員	６号１４番を報告します。

	申請地は隼人保育園の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場と児童避難場所にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，１４８㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は道路、北は道路と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１５番と１６番を４番委員。
４番委員	６号１５番を報告します。 申請地はJR隼人駅の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，１２３㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は田、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１６番を報告します。 申請地は市営大津団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲５区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４８４㎡であり、宅地分譲５区画を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は雑種地、西は宅地と田、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１７番を３０番委員。
３０番委員	６号１７番を報告します。 申請地は鳥越公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は５，００３㎡であり、また、隣接地の宅地・水路の５１９㎡を一体利用するもので、同意は得られている。全体計画面積は５，５２２㎡である。店舗に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と雑種地、西は田、南は道路、北は宅地と田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。法令により義務付けられている行政庁との協議については現在審議中である。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１８番を１４番委員。
１４番委員	６号１８番を報告します。

	申請地は市営三田坪団地の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３５４㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１９番を３７番委員に代わり１１番委員。
１１番委員	６号１９番を代理報告いたします。 申請地は三田坪公園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２０９㎡であり、また、隣接地の宅地４９５㎡を一体利用するもので、その同意は得られており、全体計画面積は７０４㎡である。駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は４条許可地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２０番４番委員。
４番委員	６号２０番を報告します。 申請地は宮内小学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３３０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は５条申請地、西は県道、南は畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２１番と２２番を２６番委員。
２６番委員	６号２１番を報告します。 申請地は國師公民館の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２９年６月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は豚舎を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，２４３㎡であり、豚舎を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は水路、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 次に、６号２２番を報告します。 申請地は川路原構造改善センターの南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成９年５月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内の農地に該

	当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、すでに実現済みである。計画面積は５７６㎡であり、資材置場を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請２１件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。 つきましては１０月５日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第７号　「あっせん申出」について

議長（会長）	次に、議案第７号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規程によるあっせん申し出の売渡希望２件、貸付希望１件、合計３件が提出されましたので、審議を求めます。事前に担当委員が調査いたしておりますので調査委員の報告をお願いします。売渡希望の１番を２７番委員。
２７番委員	この申請地は、北と南が６ｍ程の高い崖に囲まれており、その間に田んぼがあるような土地です。南は道路と水路があって、比較的日が当たらないような場所ではないのですが、どうしても崖下ということで日当たりはあまりよくありません。この申請地区は基盤整備の計画がありまして、申請人は高齢ということで後々長く作れないということで、基盤整備には同意されないのですが、売り渡しなら良いと言うことで、今回の申請がなされました。場所はあまり適さないところではありますが、基盤整備が入ると言うことであっせんは受けたいと思います。
議長（会長）	次に貸付希望の２番を５番委員。
５番委員	この＊＊＊番の申請地は入口は広くて作りやすいのですが、現地を見て三角地のような土地になっています。期間と希望価格は相手方と相談と書いてありますので、あっせんを受けたいと思います。以上です。
議長（会長）	売渡希望の３番を２８番委員。
２８番委員	このあっせんにつきましては境界が分からないのであっせんは受けられないと思います。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。
１３番委員	議長。
議長（会長）	はい、１３番委員。
１３番委員	１番は私も近所の方に聞いてみましたが、売れる可能性は低いとおっしゃっていました。今、報告があったように、基盤整備の予定があれば基盤整備に参加してもらって、配分を受けない

	という方法で何とか話をしてみたいと思います。売り渡しは難しいと思いますので、その方法で行ってみたいと思います。
議長（会長）	他に質問はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の売渡希望は、３番を除く１件と貸付希望１件の合計２件については、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第７号「あっせん申出について」は、売渡希望の隼人の３番を除きあっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。 売渡希望の１番を２７番委員と１３番委員に、貸付希望の２番を５番委員と２２番委員。 以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。 以上で、平成２９年第９回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。 次に、その他はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで平成２９年第９回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。
内田事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉　会　　午後　４時５０分」

番

番

番